

高額療養費制度の自己負担限度額等の見直し

< 70歳未満 >

【平成26年12月以前】

区分	所得要件	限度額
上位所得	旧ただし書き所得 600万円超	$150,000 + (\text{総医療費} - 500,000) \times 1\%$ <多数回該当(1)83,400>
一般	旧ただし書き所得 600万円以下	$80,100 + (\text{総医療費} - 267,000) \times 1\%$ <多数回該当44,400>
低所得	住民税非課税	35,400円<多数回該当24,600円>



【平成27年1月以降】

所得要件	限度額
旧ただし書き所得 901万円超	$252,600 + (\text{総医療費} - 842,000) \times 1\%$ <多数回該当140,100>
旧ただし書き所得 600万円～901万円以下	$167,400 + (\text{総医療費} - 558,000) \times 1\%$ <多数回該当93,000>
旧ただし書き所得 210万円～600万円以下	$80,100 + (\text{総医療費} - 267,000) \times 1\%$ <多数回該当44,400>
旧ただし書き所得 210万円以下	57,600円<多数回該当44,400円>
住民税非課税	35,400円<多数回該当24,600円>

70～74歳の自己負担限度額については変更なし。

1 多数回該当とは、診療月を含む過去1年間に自己負担限度額を超えた月が4回以上ある場合、4回目以降に適用する額。